

報告事項シ

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

平成25年10月28日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

1 訓令の改正理由

鳥取県附属機関条例の制定及び学校教育法施行令の一部改正に伴い、鳥取県教育委員会事務局の事務処理権限の区分について、所要の改正を行う。

2 訓令案の概要

- (1) 附属機関の委員の任命について、教育長及び課長等の専決事項を新たに加える。
- (2) 学校教育法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年10月11日とする。

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第4条、第6条―第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第6条―第8条関係）				
1 共通事項					1 共通事項				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		教 育 委 員 会	専決権者		課 長 等	所 長 等
			教 育 長	課 長 等		教 育 長	課 長 等		
略					略				
四 その他の業務 に関する事務		略			四 その他の業務 に関する事務		略		
	5 附属機関の 委員の任命					5 附属機関の 委員の任命	○		
	(1) 政策立 案等に係る 附属機関で 教育委員会 が必要と認 めるもの	○							
	(2) 県立学 校附属機関 に係るもの			○					
	(3) (1) 及び(2) 以外のもの		○						
	略					略			
略					略				
2～7 略					2～7 略				
別表第2（第9条―第12条、第14条、第16条関係）					別表第2（第9条―第12条、第14条、第16条関係）				
共通事項					共通事項				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
		教 育 長	専 決 権	委 任 決			教 育 長	専 決 権	委 任 決

種類	内容	者		裁 権 者
		課 長 等	課 長 等	
略				
十四 指定管理者 制度に関する事 務	1 指定管理者制 度に係る事務の うち次に掲げる 事務			
	(1)～(3) 略			
	(4) 審査委員 会の開催		○	
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	(9) 略			
	(10) 略			
	(11) 略			
	(12) 略			
	略			
	略			

別表第3（第9条—第12条、第14条、第16条関係）

1～3 略

4 特別支援教育課

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長	課 長

種類	内容	者		裁 権 者
		課 長 等	課 長 等	
略				
十四 指定管理者 制度に関する事 務	1 指定管理者制 度に係る事務の うち次に掲げる 事務			
	(1)～(3) 略			
	(4) 審査委員 会の開催及び 運営		○	
	(5) 審査委員 会の委員の委 嘱	○		
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	(9) 略			
	(10) 略			
	(11) 略			
	(12) 略			
	(13) 略			
	略			
略				

別表第3（第9条—第12条、第14条、第16条関係）

1～3 略

4 特別支援教育課

事項		事務処理権 限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			課 長	課 長

		等	等
略			
七 鳥取県立学校管理規則に関する事務（特別支援学校に係る事務に限る。）	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1)～(3) 略		
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示		○
	略		
八 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）に関する事務	1 同令に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 略		
	(2) 同令第6条の3第2項の規定による障がいの状態等の変化により小学校又は中学校に就学することが適当であると思料される者の氏名等の通知		○
	(3) 同令第6条の3第4項の規定による特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認められた者に係る通知		○
略			
七 鳥取県立学校管理規則に関する事務（特別支援学校に係る事務に限る。）			
七 鳥取県立学校管理規則に関する事務（特別支援学校に係る事務に限る。）	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1)～(3) 略		
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示		○
	(5) 同規則第54条第3項の規定による学校評議員の委嘱		○
略			
八 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）に関する事務	1 同令に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 略		
	(2) 同令第6条の3第2項の規定による認定就学者の氏名等の通知		○
	(3) 同令第6条の3第4項の規定による認定就学者として就学することが適当でない認められた者に係る通知		○

(4) 同令第11条第1項又は第2項(同令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>特別支援学校に就学させる者</u> の氏名等の通知又は学齢簿の謄本の受理	○	
(5) 略		
(6) 同令第14条第1項又は第2項の規定による <u>特別支援学校に就学させる者の入学期日</u> の通知又は就学させるべき特別支援学校の指定	○	
(7) 同令第15条の規定による <u>特別支援学校に就学させる者</u> の氏名等の通知	○	
(8) 同令第16条の規定による特別支援学校の指定の変更及び変更の通知	○	
(4) 同令第11条第1項又は第2項(同令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による <u>視覚障害者等</u> の氏名等の通知又は学齢簿の謄本の受理	○	
(5) 略		
(6) 同令第14条第1項又は第2項の規定による <u>視覚障害者等の入学期日等</u> の通知又は就学させるべき特別支援学校の指定	○	
(7) 同令第15条の規定による <u>視覚障害者等</u> の氏名等の通知	○	
(8) 同令第16条の規定による特別支援学校の指定の変更及び変更の通知	○	
(9) 同令第17条の規定によ	○	

	略			
略				

5 略

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者

略

四 鳥取県立学校管理規則に関する事務（県立高等学校に係るものに限る。）	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1)～(3) 略			
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示		○	

略

	る視覚障害者等の区域外就学届の受理			
	(10) 同令第18条の規定による視覚障害者等の課程修了前の退学届の受理		○	
略				

5 略

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者

略

四 鳥取県立学校管理規則に関する事務（県立高等学校に係るものに限る。）	1 同規則に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1)～(3) 略			
	(4) 同規則第41条第2項の規定による職員の職務専念義務の免除についての指示		○	
	(5) 同規則第54条第3項の規定による学校評議員の委嘱		○	

略

略				
7～9 略				
10 文化財課				
事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
				課 長 等
略				
四 銃砲刀剣類に 関する事務	1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第14条第1項の規定による銃砲刀剣類の登録		○	
	(2) 略			
	(3) 略			
	(4) 略			
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	2 銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）に基づく事務のうち次に掲			

略				
7～9 略				
10 文化財課				
事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
				課 長 等
略				
四 銃砲刀剣類に 関する事務	1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第14条第1項の規定による銃砲刀剣類の登録		○	
	(2) 同法第14条第3項に規定する銃砲刀剣類の登録審査委員の委嘱		○	
	(3) 略			
	(4) 略			
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	2 銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）に基づく事務のうち次に掲			

	げる事務			
	(1) 同規則第 1条第3項の 規定による鑑 定を行う日時 等の通知			○
	(2) 略			
	(3) 略			
	略			
略				
11・12 略				

	げる事務			
	(1) 同規則第 1条第3項の 規定による鑑 定を行う日時 等の通知			○
	(2) 同規則第 2条の規定に よる登録審査 委員の任命	○		
	(3) 略			
	(4) 略			
略				
11・12 略				

附 則

この訓令は、平成25年10月11日から施行する。